

田、穴見のトンネルは短かく、新しい施設なので照明が明るい。池月、大門トンネルの照明が暗いので明るくしてほしい。

A：トンネルの照明は、外が明るいところが暗くなり、夜は暗くなっています。明るいところから暗いところから暗いところへ行くと、人間の目がなれないためです。大門トンネルは、昨年きれた電球を交換し、60万円程度かかりました。今後随時直して行きたいと思います。(総合センター)
電球が切れているのであれば、早く直さないといけない。出来るだけ早く対応します。(市長)

【消費者・人権・生活】

74. 個人情報保護について

Q：4月1日から個人情報保護法が施行となったが、これについて雲南市はどういう対応をされるのか。また、ケーブルテレビの文字放送で交通規制についての情報が流れる際、規制箇所を個人名を出して公表している(〇〇宅前など)が個人情報保護の観点から問題はないのか。

A：個人情報保護法施行に伴い、雲南市でも個人情報保護条例を策定し、対応している。また、ケーブルテレビでの交通規制情報に伴う個人名の表記についても名前があると場所を特定しやすいということもあり、持ち帰って検討したい。(政策企画部)

《後日回答》

雲南市では、個人情報保護条例を制定しており、個人情報の適正な取扱いの確保そして個人の権利利益の保護につとめているところであります。今回の件については、以前から慣例として行っており、実施機関である市(建設部)の個人情報使用の目的の範囲内であると解されます。通常建設工事にあたっては、事前に測量等で現地確認をいたしますが、その際に地権者等の情報を入手します。それを住民の皆様の安全また利便性のため、個人名をもってよりわかりやすく現地をお知らせしております。また、その内容も氏名のみと、財産、身上のような重要な個人情報は入っておらず、不当に個人の権利利益を侵害するものでもないと思しますので、条例の趣旨から言っても問題ないと考えます。(総務部)

75. 個人情報保護について

Q：大東町でそれぞれ役員が決まっているが、雲南市へ報告したものが外部へ報告されるか、個人情報の管理はどうなっているか。

A：自治会役員名簿は市役所の業務にのみ使用し、他には一切提供していない。(総合センター)

76. 個人情報保護について

Q：個人情報保護法の施行により自治会役員名簿の配布が無くなった。情報公開の徹底もあり、提供をお願いしたい。申請すれば良いが手間が係る。柔軟に対応して頂きたい。

A：自治会役員名簿については、個人情報保護法との関係があるが、公的に必要があれば、目的外に使用しないことを条件とし出しているのご理解を頂きたい。(総合センター)

77. 個人の尊厳について

Q：同和教育に係る個人の尊厳についてお聞きしたい。

A：社会教育に関してですが、教育の力は非常に強いものがある。個の尊厳、個人を大切にしたい。現在も学力低下等の問題もあり学校教育、社会教育の推進を今後一層図りたい。(教育長)

78. 住民の気質について

Q：助役は大東出身であるが、木次町民の気質をどう感じたか。住み良いと暮らしやすいとは意味合いが違う。利便性は暮らしやすさ、住み良いとは人間関係が必要となってくる。陰口悪口を言わないことであると感じている。

A：木次町、大東町の長い歴史の中で育まれた気質がある。他町の者がコメントすべきではないと考える。住みよいということについては、おっしゃることができれば幸せであると思う。私も同感である。
(内田助役)

79. 人権施策について

Q：人権施策について、同推協の組織をどのように雲南市として目指しているのか。

人権センターについてであるが、これまで新市福祉会館という名前で隣保館があったが、これまでの取り組みについてどのように取り込んでこれを拡大して行かれるのか。

A：同和教育推進協議会については旧町村にあった。雲南市になり全体の同和教育推進協議会を立ち上げた方が良いのか、旧町村の組織を残しながらその上に全体の組織を作るべきなのか現在検討しているところである。組織構成についてもいろいろな組織が変わりつつある。例年だと5月頃に総会を開いていたが、このような状況であり今少し時間を頂きながら出来るだけ早いうちに組織化出来るように努力する。新市福祉会館の16年間の活動については、同和教育問題の解決に向けて積極的に活動を行って頂いたところである。33年間続いていた特別措置法も一般対策に変わってきた。雲南市としても合併を機会に、人権教育人権啓発を進めるべきであるとの考えから教育と啓発を併せ持った人権センターを設置した。今までの活動、啓発を引き継ぎながら雲南市の拠点として発展的に構築していきたい。なお一層のご協力をお願いしたい。現段階では仮称雲南市人権同和教育推進協議会という名称を考えている。(市民部)

80. 男女共同参画社会の実現について

Q：女性がもっと参画できる社会を作っていかななくてはならないのではないのか。

A：様々な会議に女性に出席していただくよう努力しているが、中々うまく進まない。今後なお一層啓発していきたい。

81. 選挙時の地域推薦について

Q：議員の地域推薦は必要ないのでは。

A：議員の地域推薦については、こちらから答弁すべき問題ではないので、ご意見として伺っておく。
(内田助役)

82. 外国人参政権について

Q：外国から嫁いできた者への権利について、憲法・条例での実態を教えてください。選挙権も踏まえて。

A：現在、市内に300+数十人の在住者がある。帰化して初めて発生する権利がある。在住者については市としての独自対応は今、視野にない。

D：分かっているが、先のビジョンや基準作りがしてもらえないのかききたい。

83. 飲料水の確保について

Q：定住、安心のためのインフラ整備、特に水道、道路の整備は急務である。地すべり対策で水を抜いたため井戸水が不足しました。飲料水の確保をお願いしたい。(大東町山王寺地区)

A：県と市の補助で井戸掘り事業を実施しているが、県の補助がH17で打ち切られる。今後水利権のこともあるが、国の補助が入るような事業を検討する必要がある。(水道局)

これまで取り組んだ事業をもう一度交通整理する必要がある。県とのすり合わせもしているのでもう少し時間がほしい。(市長)

84. 大東町の下水道配管工事の実施時期について

Q：下水の排水管工事について大東町は連担地まもなく始まるように聞いているが実際にいつから始まるのか。

A：今年度は飯田地内の幹線の管渠 400m、枝線 1000m 程度の工事を行う。また浄化センターの工事を引き続いて行う。供用は 18 年 10 月に一部開始を目標にしている。(建設部)

85. 大東町の下水道工事の実施時期について

Q：大東はこれから下水道工事が始まる。現在工事が中断している、これからどうなるかわからない。具体的なことを市民に説明してほしい。〇〇町は何年先から下水道工事が始まるから貯金をしておきなさいという話もない。金がある人はいいが、ない人は困る。

A：現在浄化センター工事をやっているが、下水道事業団へ委託して進めている。一部供用開始は平成 18 年 10 月を目標にしている。周辺の管工事も今年度行う。事業費は 7 億円強である。周知については、担当課へ今日の話をしてわかりやすい形でさせていただく。(建設部)

(その後の回答)

平成 17 年 2 月下旬、平成 20 年度までの工事計画図面を回覧していただくため、各自治会下水道推進委員さんを通じて自治会班数部を送付しました。平成 17 年度からは大東町自治会連絡協議会で工事計画を説明していきたいと思っております。工事施工部分については説明会をその都度行っており、今後も続ける予定です。なお、平成 17 年度の管渠埋設工事は 5 月下旬から発注していく予定です。負担金・使用料については、一部供用開始の平成 18 年 10 月までには決定する予定です。負担金については公共枿 1 個当たり 13~15 万円を考えております。台所・トイレ等宅内排水設備に掛かる費用は個人負担で改造の程度によりピンからキリまでありますので、個人で見積りを取っていただきたいです。(建設部)

86. 下水道の整備について

Q：下水道の整備（波多地区）について、旧掛合町からの課題で集落排水が打切られ、合併浄化槽で対応するよう説明があった。検討するにも土地が狭いため、浄化槽を設置する場所がない。以降、断ち切れになっているが今後の方向性はいかがか。

A：合併前に集落排水ができないことについて説明会を実施した。加入率が低く集排施設への接続が半分以下なので国の採択、補助が難しいとの判断でした。連担地は土地が少ない厳しいと思っておりますが、今年度は 6 戸の要望があり、庭、作業場等を動かして設置している。現地を見て対応しますので、合併浄化槽で対応をお願いします。(総合センター)

87. 下水道整備について

Q：予算書の中に下水道整備が上がっているが、現在整備が出来ていない所はどの程度あり、どのくらい整備期間がかかるのか。

A：大東町は公共下水道工事がスタートしたところである。大東町は谷が深く、色々と分かれている。町部は比較的整備が進んでいるが、他は合併処理浄化槽を使う。なお雲南市では、本年度 300 基の合併処理浄化槽の設置を予定している。木次・三刀屋は来年度で完了、吉田は今年度処理場の設計を行い、来年度完了。加茂はすでに完了している。

Q：大東は公共下水道工事が未だに終わっていないが、それはどうしてか。

A：基本的に下水道・浄化槽工事をするには上水が必要であるが、大東は広範囲であり、上水が立ち遅れているからと考える。

大東は遅れているところがある。水源に困っているところがあり、浄水場の開発も現在行われている状況である。

88. 下水道(浄化槽)設置負担金について

Q：下水(浄化槽)設置の負担金、個人負担金の現状は。また今後どのようになるか。

A：浄化槽設置の負担金については、当面現行のままであり、大東地区については、工事費の1割のままである。(建設部)

89. 農業集落排水使用料の負担について

Q：農業集落排水使用料は小さい子供でも一人分が加算される。何とかならないか。

A：今まで旧町村バラバラだった上下水道料金について、審議会を立ち上げて統一に向けた検討をしていく。平成18年度以降になるが、統一した料金にする。(建設部)

90. 生活排水事業の継続について

Q：生活排水について、合併浄化槽設置への補助は12月で打ちきりとなっているのか？吉田村時点では平成19年度まで実施と説明を受けたが、それまでは続けて欲しい。

A：その制度の変更予定はない。吉田に40基の枠がある。補助が近々変わることもない。

91. 合併浄化槽にかかる負担について

Q：合併浄化槽は電気代がかかる。120Wで計算しても年間2万8千円程度となり、下水よりも高くなる。設置については町部と同様であるが、その後について検討して欲しい。

A：補助等、制度変更は今、視野にない。

92. 下水道等使用料の平準化について

Q：市全体で、ばらつきがあれば市全体で平準化を考えて欲しい。

A：平準化作業については検討している。上水道費も市内で金額差がある。審議会を経て経過精査しつつ平準化したいと考えている。

93. 定住対策について

Q：住宅団地の造成など市中心部だけの定住対策となっており、山間部の世帯が市の中心部へ移動し自治会活動へも様々な支障が出ている。市内山間部から中心部などへの人口動向のデータがあ

れば説明していただきたい。

A：まだデータがないので今後調査したい。

94. 住宅団地の造成について

Q：定住対策としてなるべく早い時期に住宅団地を造成する予定はないか。

A：雲南市として5万人を目指している。そのために住環境の整備は非常に大切だ。市全体として財政を状況を勘案しながら宅地造成をしていきたい。(市長)

95. 住宅建設について

Q：H14に海潮地内に住宅を建設する予定であったが、中山間地域直接支払い制度の関係で用地の転用が出来ず春殖に譲った。松江に近い、医院もある、幼・小・中も近い、地域資源も豊かでありまた、地権者の皆さんの了解も得ている。人口増、定住施策の一環で是非住宅建設に取り組んでもらいたい。

A：市の公社に手持ちの分譲住宅地がかなりある。全体を見渡してバランスを考慮しながら、継続案件を中心に検討対応していきたい。(政策企画部)

96. 墓地公園の建設について

Q：安心して老後のことが考えられるよう、市で墓地公園を検討されてはどうか。

A：必要性について、これから考えていかねばと思っている。(総合センター)

97. 下久野のサイレンについて

Q：下久野地区のサイレンが以前は11時半になっていたが、現在12時に2回鳴る。早急にもとの11時半に1回なるよう早急に対応していただきたい。

A：可能かどうか確認しお答えする。(総合センター)

98. 成人式について

Q：今年、成人式を雲南市一本で実施すると聞いた。木次町では給食を出していて非常に好評であった。今年の対象者も楽しみにしており、今年はどのように実施するのか。給食については各町村の思いがまちまちであるが、子供達も楽しみにしているのでは是非実施してほしい。

A：成人式については8月14日三刀屋のアスパルで実施する。給食については、旧木次町で実施していたが、今回も実施したいと考えている。新成人が400名程度いるため方法については検討を要するが、給食については実施する。(教育委員会)